

別紙 1

仕 様 書

業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

なお、この仕様書は、業務の仕様を定めるものであるが、受託者（以下「乙」という。）は、下関市（以下「甲」という。）が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、賃借料の範囲内において実施することとする。

1 業 務 名

下関市消防局・中央消防署合同庁舎 LED 照明設備賃貸借業務

2 実施場所

下関市消防局・中央消防署合同庁舎（下関市岬之町 17 番 1 号）

3 業務内容

公共施設の省エネルギー化の推進のため、既存照明設備の撤去し、新しく LED 照明設備を取り付け、5 年間の賃貸借契約を行うもの。

4 契約期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年）

なお、契約締結日から賃貸借期間開始日までの間は、設置等の準備期間とする。
賃貸借期間開始までに、設置、調整、動作確認等を完了させること。

6 業務内容

（1）業務計画書等の提出

乙は、本業務の履行にあたっては「9 提出書類一覧」に定める書類を各期日までに紙媒体及び電子データで提出し、甲の承認を得ること。

（2）LED 改修作業

ア LED 照明設備の仕様等

- ① 原則、器具交換とすること。ただし、標準品の LED 照明設備の採用が困難等の理由で、甲が認めたものについては、この限りではない。
- ② LED 化の対象照明設備は、別紙 2「既存照明設備一覧表（以下「一覧表」という。）」のとおりとする。
- ③ 公共施設用照明設備の導入実績がある国内メーカーの同等以上の製品とす

ること。

- ④ 更新する照明設備（付属品含む）は全て新品のものであること。
- ⑤ 演色性、色温度、照射角度、全光束、防塵防水性能及び耐塩性能は、既存照明設備と同等を基本とする。ただし、一覧表に特記のある照明については、その特記事項を満たすこと。
- ⑥ 全光束が設計値の 70%になるまでの総点灯時間が、40,000 時間以上のものであること。ただし、一覧表に特記のある照明については、その特記事項を満たすこと。
- ⑦ 電気用品安全法の技術基準に適合するものであること。

イ 改修作業

- ① 改修作業を行う日時は、一覧表に記載のほか甲乙協議の上、消防局業務に支障のない日時にて行うこと。
- ② 取り外した照明設備については、乙の負担で撤去・処分すること。なお産業廃棄物については関係法令を遵守し適切に処理すること。
- ③ 既設建物・物品等に損傷を与えた場合は、甲へ報告の上、乙の負担で復旧・修理すること。
- ④ 天井や壁の改修等が必要な場合は、乙の負担で改修・復旧を行うこと。
- ⑤ 高所作業等設置作業に伴う安全管理については、事前に甲と打ち合わせを行い、乙の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- ⑥ 設置作業中は粉塵等の飛散には十分な注意を払い、必要に応じて養生を行うこと。
- ⑦ 設置作業前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁不良がないことを確認すること。絶縁不良があった場合には甲へ報告すること。
- ⑧ 既設のレースウェイ等を利用する際は、安全かどうか十分に確認を行い、危険である場合は速やかに甲へ報告すること。
- ⑨ 照明設備の取り付けに使用する取付金具等は、ステンレス製とすること。
- ⑩ 改修工事にあたりアスベストの調査や除去が必要なことが判明した場合は、この照明の改修作業を一旦中止し、取扱いや費用負担について別途甲乙協議を行う。
- ⑪ PCB が使用されている照明設備（付属品含む）を発見した場合は、甲の指示に従うこと。なお、PCB 廃棄物の処理に関する費用は甲の負担とする。
- ⑫ LED 照明の設置後は、誤装着等を防ぐために契約件名・契約期間・受注業者名・故障時の連絡先を照明設備に記載すること。なお、記載方法については、経年劣化しにくいプレート等を使用するなどして、リース期間中に判読不能とならないようにすること。
- ⑬ 法令に基づく届け出（消防法等）が必要な場合は、甲に説明を行った上で必要な届け出を行うこと。

- ⑭ その他記載のない事項については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版の第2編電力設備工事に記載されている内容により補完する。

ウ 賃貸借、保守

- ① 契約期間満了時まで、性能維持の保証を行うこと。
- ② 賃貸借期間中の保守連絡体制を整備すること。
- ③ 賃貸借期間中、通常の使用条件において、LED 照明に点滅、不点灯の不具合が生じた場合は、乙の負担で LED 照明を正常に点灯させるために必要な措置を行うこと。ただし、故障の原因が甲の取扱不注意・天災・不可抗力・事故その他乙の責めに帰すべからざる理由によるものであるときは、この限りではない。
- ④ 賃貸借期間を保険対象とする動産総合保険（新価特約）に加入すること。

7 支払い

- (1) 賃借料は月払いとし、乙は毎月契約金額の60分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は、最初の支払月で調整する。）を毎月甲に請求するものとする。
- (2) 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払い請求書を受領した時は、その日から起算して30日以内に乙へ支払うものとする。

8 その他

- (1) 乙は、賃貸借期間の開始日を待たずに施工した照明設備の仮使用を認めること。
- (2) 業務の実施にあたっては、建築基準法、電気事業法等関係法令を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、社会通念上必要とされる事項については、乙において充足すること。
- (4) 本契約において導入する照明設備について、契約期間終了後は甲に無償譲渡すること。
- (5) 償却資産税は非課税とする。
- (6) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (7) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項が発生した場合は甲、乙協議のうえ定めるものとする。

9 提出書類一覧

提出期日	提出書類	内容	備考
施工前	実施計画書	・ 工程表 ・ 機器仕様一覧 ・ 施工体系図 ・ 作業員名簿、資格証の写し ・ 緊急連絡体制 ・ 本業務による温室効果ガス削減効果	
施工後	完成図書	・ 照明設備配置図 ・ 照明設備一覧 ・ 官公署へ提出した届出、報告書 ・ 改修前後の写真 ・ 維持管理に係る連絡先及び担当者	